

議案第3号

大口町まちづくり基本条例の一部改正について

大口町まちづくり基本条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、設立された地域自治組織を定めること及び組織機構の見直しにより事務の所管課を変更することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町まちづくり基本条例の一部を改正する条例

大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「地域自治組織の区域は」を「地域自治組織は」に、「概ね小学校区を単位とした区域とします」を「おおむね小学校区を単位とした区域で設立された次に掲げる組織をいいます」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 大口町南地域自治組織（平成25年12月8日設立）
- (2) 大口町北地域自治組織（平成25年7月7日設立）
- (3) 大口町中地域自治組織（平成25年7月28日設立）

第12条第2項を削る。

第13条第3項を削る。

第16条第2項を削る。

第17条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大口町まちづくり基本条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(地域自治組織の定義)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 地域自治組織は、住民が主体になって地域の特色に応じた価値の創造や地域固有の課題解決が進められるよう、<u>おおむね小学校区を単位とした区域で設立された次に掲げる組織をいいます。</u></p> <p>(1) <u>大口町南地域自治組織（平成25年12月8日設立）</u></p> <p>(2) <u>大口町北地域自治組織（平成25年7月7日設立）</u></p> <p>(3) <u>大口町中地域自治組織（平成25年7月28日設立）</u></p>	<p>(地域自治組織の定義)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 地域自治組織の区域は、住民が主体になって地域の特色に応じた価値の創造や地域固有の課題解決が進められるよう、<u>概ね小学校区を単位とした区域とします。</u></p>
<p>(まちづくり提案会議)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(まちづくり提案会議)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 <u>まちづくり提案会議で検討をする政策案の受付やまちづくり提案会議の庶務は、地域協働部地域振興課で行うものとします。</u></p>
<p>(政策検討会議)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(政策検討会議)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>政策検討会議の庶務は、総務部政策推進課で行うものとします。</u></p>
<p>(出前対話)</p> <p>第16条 略</p>	<p>(出前対話)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 <u>出前対話を要望するまちづくりの担い手は、別に定める様式により地域協働部地域振興課に出前対話の申込をするものとします。</u></p>
<p>(地域懇談会)</p> <p>第17条 略</p>	<p>(地域懇談会)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 <u>地域懇談会の事務は、地域協働部地域振興</u></p>

新	旧
	<u>課で行うものとします。</u>